

2026 年 2 月

採用担当の皆様

日本福祉大学
就職部長

2027 年 3 月本学卒業・修了予定者の就職・採用活動についてのお願い

拝啓 時下ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

本学学生の就職につきましては、平素より多大なるご理解とご支援を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、学生の就職活動及び企業・法人等による採用活動については、大学等における学生の学修環境を確保することで社会に貢献できる人材を育成する観点から、大学等関係団体の代表で構成される就職問題懇談会¹が、経済団体、関係府省と議論を重ね、秩序ある就職・採用活動の実現に取り組んでいるところです。

2025 年 3 月 21 日、就職問題懇談会が全ての大学等が留意すべき点をまとめた「令和 8 年度大学、短期大学及び高等専門学校卒業・修了予定者に係る就職について（企業等への要請）」を策定し、

2027 年 3 月卒業・修了予定者の就職・採用活動時期については、学生の学業への配慮を十分に行うことを前提に、昨年同様、広報活動開始時期を 3 月 1 日以降、採用選考活動開始時期を、6 月 1 日以降とすることになりました。

本学は、「ふくし」の知識と技術を実践的に学ぶことにより、人々のしあわせな暮らしを支え、社会の発展に貢献する使命を担っています。この使命と責任を十分に認識し、その責務を果たすためには、就職・採用活動にあっても、正常な学校教育と学生の学修環境を確保することが極めて重要であると考えています。

このため、本学は、2027 年 3 月卒業・修了予定者の就職・採用選考活動について、就職問題懇談会の「企業等への要請」に基づき、対応を行ってまいります。

貴社・貴法人におかれましても、ぜひとも以上の経過や本学の方針等についてご理解いただき、下記の事項へのご協力を願い申し上げます。

今後とも変わらぬご支援、ご協力を賜りますよう何卒よろしくお願い申し上げます。

敬具

¹ 国公私立の大学、短期大学及び高等専門学校関係団体の代表から構成される組織であり、大学等卒業予定者の就職活動の在り方について検討・協議を行っています。昭和 28 年から設置されており、文部科学省が事務局をしています。

(構成団体) 一般社団法人 国立大学協会、一般社団法人 公立大学協会、日本私立大学団体連合会、全国公立短期大学協会、日本私立短期大学協会、独立行政法人 国立高等専門学校機構、全国公立高等専門学校協会、日本私立高等専門学校協会

記

1. 令和8年度就職・採用活動において特に留意をお願いしたい事項について

(1) 就職・採用活動開始時期等について

広報活動開始：令和8年3月1日以降

採用選考活動開始：令和8年6月1日以降

正式内定日：令和8年10月1日以降

※本学の「学校推薦書」は、令和8年6月1日以降に発行します。

(2) 「企業説明会」の取扱いについて

令和8年2月末日までに実施される「企業説明会」※に本学は協力いたしません。

※「企業説明会」とは「会社説明会」、「学内セミナー」等の名称に関わらず、採用を目的として事前に採用予定数や選考スケジュールなどの採用情報を広く学生等に発信するための説明会を指します。

(3) 採用選考活動が学業等の妨げにならないために必要な配慮等について

採用選考活動が学期期間中となりますので、授業、試験、留学、教育実習等と採用選考活動が重複する場合には、学生からの求めに応じ、個別的な採用選考日時の変更などの対応をお願いします。

(4) 学生の応募書類及び採用選考活動における評価について

① 学生の応募書類は、「大学等指定書類（『履歴書・写真・自己紹介書』、『成績証明書《卒業見込証明書を含む》』）」とし、就職差別につながる恐れのある項目を含む「会社指定書類」《エントリーシート等を含む》、「戸籍謄（抄）本」、「住民票」等の提出を求めないでください。また、採用面接においても同様に就職差別につがなる恐れのある内容の質問等はしないようお願いします。

② 学生の本分を考えれば、採用選考において学生の学業に対する取組状況が適切に評価されることは重要です。少なくとも卒業・修了前年度までの学業成果を表す書類（例えば、成績証明書や履修履歴等）を選考の早期の段階で取得し、採用面接等において積極的に活用することにより、学生の学業の取組状況を含めて適切に学生を評価いただきますようお願いします。

(5) 職業の選択の自由を妨げる行為やハラスメント的な行為の自粛について

必要な人材確保に熱心になるあまり、

- ① 広報活動開始前又は広報活動期間中に早期に内々定を通知すること
- ② 正式内定開始日前に内定承諾書、誓約書をはじめとした内定受諾の意思確認書類の提出を求めるここと
- ③ 6月1日以降の採用選考活動時期に学生を長時間拘束するような選考会や行事等を実施すること
- ④ 自社の内々定と引き替えに、他社への就職活動を取りやめるよう強要すること
等の学生の職業選択の自由を妨げる行為や、学生の意思に反して就職活動の終了を強要するようなハラスメント的な行為は厳に慎んでいただきますようお願いします。
また、予め示された必要書類以外のものを選考の最終段階や内々定後に求めることがな
いように、必要書類を含む採用選考情報をあらかじめ明示してください。

2. 就職・採用活動の公平・公正の確保への配慮等について

(1) 男女雇用機会均等について

就職・採用活動は、男女雇用機会均等法及びその指針や障害者雇用促進法等に則って行わ
れる旨を徹底してください。特に、総合職採用における女子学生への配慮や、障害のある学
生への適切な対応、あるいは学生が持つ多様性の尊重など、採用活動における適切な対応を
お願いします。

(2) インターンシップについて

インターンシップとは、「インターンシップを始めとする学生のキャリア形成支援に係る
取組の推進に当たっての基本的考え方」（以下、「三省合意」という）では「学生がその仕
事に就く能力が自らに備わっているかどうか（自らがその仕事で通用するかどうか）を見極
めることを目的に、自らの専攻を含む関心分野や、将来のキャリアに関連した就業体験（企
業の実務を経験すること）を行う活動（但し、学生の学修段階に応じて具体的な内容は異なる）」
とされており、その実施に当たっては、「三省合意」を踏まえ、適切な対応をお願いします。

(3) 大学等の所在地等への配慮について

大学等の所在地や学生の居住地が遠方である場合などは、それが採用選考において不利とな
らないよう配慮ください。

(4) 学生の健康状態への配慮について

採用選考活動の実施時期が梅雨や夏季に当たるため、学生のクールビズ等への配慮を明示
いただきますようお願いします。

以上